

認可外保育施設利用料の無償化(上限あり)の概要について

1 無償化の対象となるのは…保育の必要性があるお子さんです。

3歳児から5歳児までのお子さんと0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯のお子さんが対象で、どの年齢であっても保護者が次の「保育を必要とする事由」に該当することから保育の必要性の認定を受けた場合、無償化の対象となります。

保育を必要とする事由(保護者の状態)		認定期間
就 労	月64時間以上就労している	就労を継続している期間
妊娠・出産	妊娠中または出産後、間がない	産前7週・産後8週、多胎妊娠の場合は産前14週 ※育児休業取得のみでは保育が必要な理由になりません。
保護者の 疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい を有している	診断書に記載された加療期間または保育できるようになるまで
介護・看護	長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障 がいをする同居の親族を常時介護している ※時間は「就労」と同じ	介護・看護が必要な期間
災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧にあたっている	復旧が終わり、保育ができるようになるまで
求職活動	求職活動を継続的に行っている	3ヵ月間
就 学	学生または職業訓練校等に在学している(通信教育は不可) ※時間は「就労」と同じ	在学期間中(卒業・修了予定日まで)
虐待やDV	児童虐待や配偶者等からのDVのおそれがある	おそれがなくなり、保育できるようになるまで

2 該当する事由について確認し、認定します…申請が必要です。

上表に該当する場合、下記の保育の必要性を証明する書類とともに認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。

- ①就労証明書…自営及び農業以外に従事している方、内定した方
 - ②診断書…疾病や怪我等により保育することができない方、または介護をするために保育することができない方
 - ③在学証明書…就学している方、または内定した方
 - ④就労誓約書…求職中の方
 - ⑤母子健康手帳のコピー…産前7週・産後8週の期間を申し込む方
 - ⑥その他…父母、祖父母等の扶養義務者が保育できないことの証明書など
- ※各家庭によりご用意いただく書類は変わります。①～④は、役場こども支援課又は町HPにある所定の様式を使用してください。
★満3歳で預かり保育等を利用しており、市(区)町村税非課税かつ、前年度1月2日以降に三芳町へ転入した世帯は
非課税証明書(認定申請の時期が 4～8月は前年度分、9月～翌年3月は当年度分)が必要となります。

【提出】認定は提出頂いた翌月からになります。ご利用の施設またはこども支援課へ提出(持参のみ)

3 無償化する金額について…上限があります。

上限額 → 月額37,000円(市(区)町村民税非課税世帯の0～2歳児は月額42,000円)

上限額を超える利用料がある場合、差額は保護者の負担となります。

■幼稚園と認可外保育施設等を併用している方

利用されている幼稚園で預かり保育を実施している場合、その幼稚園が一定の基準(年間200日以上かつ、8時間以上の開園)を満たすとき、認可外保育施設の利用料については **無償化の対象外** です。

● 提出先・お問い合わせ先 ●

〒354-8555 三芳町大字藤久保1100-1
三芳町役場 2階 こども支援課 TEL:049-258-0019(内線253～255)